

## 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）一部見直し検討会 議事概要

- 1、日時 令和3年8月25日(水)
- 2、場所 書面開催
- 3、出席者＜構成員（五十音順、敬称略）＞  
伊澤 昭治 大曲 貴夫（座長） 釜薙 敏 清水 淳子  
田中 英夫 多屋 馨子 藤井 祐子 細矢 光亮
- 4、議事 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)一部見直しについて
- 5、配布資料 検討会開催要綱  
保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)一部見直し概要  
保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)一部見直し（修正案）  
保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)
- 6、今般の検討会は書面開催とされた事から、事務局から、上記配布資料を書面交付し、開催日に構成員より意見等を拝受し、構成員からおおむね了承された。構成員から一部表記にかかる修正意見があり、当該修正意見を踏まえ修正した。最終的な(修正案)については座長預かりとされた。なお、ご意見等および一部見直し（修正案）への反映等の考え方は以下の通り。

### (1) 予防接種法施行令及び施行規則等の改正（令和2年10月）における、ロタウイルス感染症の定期予防接種の対象疾病追加に関して（本文及び別添1の修正・追記）

- 多屋構成員：P26表2（日本における小児が接種可能な主なワクチンの種類）について、定期接種の欄に HPV2 価・4 価(12 歳～)、任意接種の欄に HPV9 価と髄膜炎菌が入っている。日本の定期任意予防接種スケジュール、日本において小児への接種可能なワクチンの種類については、今年8月に更新されている。12 歳以上に接種可能な新型コロナウイルスのワクチンも、臨時接種の欄に入るのでは。また、臨時接種の推奨といったことも本文に追記したほうがよいのではないか。さらに、表2については、P.19に「日本では、注射生ワクチンの接種後に別の注射生ワクチンを接種する場合には、中27日以上（4週間）空ける必要があります。ただし、医師が特に必要と認めた場合に

は、複数のワクチンを同時に接種することが可能です。」という記載があり、接種間隔のルールについても異なることから、ロタウイルスワクチンの注射生ワクチン、経口生ワクチンを区別して記載をした方が良いと思われる。

⇒ 事務局(保育課)：今回の一部改訂にあたり、表2は令和3年8月現在、定期接種・任意接種となっているものについてはご指摘のとおり、最新の情報を反映する。新型コロナウイルスのワクチンについては、新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省のHP等を通じて周知することとし、臨時接種については更新しない。今回は、法令の改正等により追記が必要となる事項を追補する一部改訂であるため、予防接種に関しては、ロタウイルス定期接種の対象疾病追加と児童福祉施設における職員に対する麻疹・風しんの予防接種の勧奨規定の追加とする。

ご指摘いただいた表2については、本ガイドラインが保育所において活用されるものであるといった観点を踏まえて、提示のあり方を次回の改訂時の検討事項とさせていただきます。

## (2) 新型コロナウイルス感染症についてのコラムの新規記載に関して

○ 伊澤構成員：新型コロナ感染症の感染防止対策については、保育現場では、①接す時間が長く、②密は避けられず、③食事やおやつがあることから、換気と消毒等では防止策として対応しきれない状況である。

## (3) 塩素系消毒薬の新規薬事承認に関して(本文および別添2 表3の追記)

○ 藤井構成員：亜塩素酸水の「冷暗所(15℃以下)に保管」については、強調した方がよいと思われる。

○ 清水構成員：一部見直し(修正案)では「糞便や嘔吐物・排泄物」とされているが、「嘔吐物や排泄物」でよいのではないか。

⇒事務局(保育課)：ご指摘通り、修正する。